

財団法人 中富健康科学振興財団寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この財団は、財団法人中富健康科学振興財団と称する。

(事務所)

第2条 この財団は、主たる事務所を佐賀県鳥栖市田代大官町408番地に置く。

2 この財団は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この財団は、健康の維持・増進についての医学・薬学及び運動を主体とする健康増進に関する科学の研究を助成することにより、国民の健康の維持・増進を図り、もって活力ある豊かな経済社会の実現に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 健康の維持・増進に関する医学的・薬学的研究に対する助成
- (2) 運動を主体とする健康増進に関する科学の研究に対する助成
- (3) 健康の維持・増進についての医学・薬学及び運動を主体とする健康増進に関する科学（以下「健康科学」という）に関する研究者等の国内留学または海外留学に対する助成
- (4) 健康科学に関する研究者等の国際交流に対する助成
- (5) 健康科学の発展に顕著な功績があった研究者に対する顕彰
- (6) その他この財団の目的を達成するために必要な事業

第3章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 この財団の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品

- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の種類)

第6条 この財団の財産は、基本財産と運用財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 この財団の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは銀行等への定期預金、信託会社への信託、又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この財団の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、厚生大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第9条 この財団の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 この財団の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決を経て、厚生大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第12条 この財団の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減事由書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決を経て、その会計年度終了後3か月以内に厚生大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第13条 この財団が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、厚生大臣の承認を得なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第14条 第8条ただし書き及び前条の規定に該当する場合並びに予算で定めるものを除き、新たな義務の負担又は権利の放棄を行おうとするときは、理事会及び評議員会において理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、厚生大臣の承認を得なければならない。

(会計年度)

第15条 この財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員

(種類及び定数)

第16条 この財団に、次の役員を置く。

理事 6人以上10人以内

監事 2人または3人

- 2 理事のうち、1人を会長、1人を理事長とし、常務理事は2人以内を選任することができる。

(選任等)

第17条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事は、互選により、会長、理事長及び常務理事を選任する。
- 3 理事のいずれか1人とその親族その他特殊の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。
- 4 監事には、理事（その親族その他特殊の関係にある者を含む）及び職員が含まれてはならない。
- 5 監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え遅滞なくその旨を厚生大臣に届け出なければならない。
- 7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を厚生大臣に届け出なければならない。

(職務)

第18条 会長は、この財団を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長は、会長を補佐して業務を掌理し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、理事会の議決に基づき、この財団の常務を分担処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、この財団の業務を議決し、執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は厚生大臣に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、若しくは招集すること。

(任期)

第19条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第20条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第21条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 理事会

(構 成)

第22条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第23条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この財団の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(種類及び開催)

第24条 理事会は、定例理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 定例理事会は、毎年2回開催する。
3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 会長又は理事長が必要と認めたとき。
(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3) 第18条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第25条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号及び第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第26条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会し、議決することができない。

(議 決)

第28条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、理事現在数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

- 第29条** やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在員数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること）
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印をしなければならない。

第6章 評議員及び評議員会

(評議員)

第31条 この財団に評議員13人以上18人以内を置く。

評議員現在数は、理事現在数を下回らないものとする。

- 2 評議員は、理事会で選出し、会長がこれを委嘱する。
- 3 評議員は、理事又は監事を兼ねることができない。
- 4 理事又は監事のいずれか1人と親族その他特殊の関係のある者の合計数又は評議員のいずれか1人とその親族その他特殊の関係のある者の合計数は、評議員現在数の3分の1を超えてならない。
- 5 評議員には、第19条、第20条及び第21条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第32条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、会長が招集する。
- 3 評議員会は、定例評議員会と臨時評議員会の、2種とする。
- 4 定例評議員会は、毎年2回開催する。
- 5 臨時評議員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長又は理事長が必要と認めるとき。
 - (2) 評議員現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第18条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
- 6 評議員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。
- 7 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 8 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、会長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 9 評議員会には、第27条から第30条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、

- それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第7章 選考委員会等

(選考委員会)

第33条 この財団には、第4条の助成、顕彰の対象となるものを選考するため、選考委員会を置く。

(助成選考取扱規則)

第34条 この財団は、第4条に基づく助成金、顕彰金を交付するため、別に助成選考取扱規則及び選考委員会選考要領を定める。

2 助成選考取扱規則及び選考委員会選考要領の変更は、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決を要する。

(委員)

第35条 選考委員会は5人以上15人以内の委員をもって構成する。

2 委員は、学識経験のある者及び関係行政機関職員の内から理事会で選出し理事長が委嘱する。

3 委員の内には、この財団の役員及び評議員が2人を超えて含まれることにはならない。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、関係行政機関にかかる委員は当該職務に在職の期間とする。

5 補欠または増員により選任された委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

第8章 事務局

(設置等)

第36条 この財団の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第37条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 寄附行為
 - (2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿並びに履歴書
 - (3) 財産目録
 - (4) 資産台帳及び負債台帳
 - (5) 許可認可等及び登記に関する重要書類
 - (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (7) 寄付行為に定める機関の議事に関する書類
 - (8) 処務日誌
 - (9) その他必要な書類
- 2 前項の書類及び帳簿は、次の区分により保存しなければならない。
- 1 第1号から第5号まで及び第7号のものは永久
 - 2 第6号のものは10年以上
 - 3 第8号及び第9号のものは1年以上

第9章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第38条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解 散)

第39条 この財団は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生大臣の許可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第40条 この財団が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生大臣の許可を得て、国、地方公共団体又は、

この財団と類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

第10章 補 則

(株主権の行使等)

第41条 この財団が保有する株式について、この財団がその株式の発行会社に対して株主の権利を行使する場合には、下記の事項を除き、あらかじめ理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決を経なければならない。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式の受領
- (3) 株主宛配布書類の受領

(委 任)

第42条 この寄附行為に定めるもののほか、この財団の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、この財団の設立許可があった日から施行する。
- 2 この財団の設立当初の役員は、第17条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は、第19条第1項の規定にかかわらず、昭和65年3月31日までとする。
- 3 この財団の設立初年度の事業計画及び予算は、第10条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 この財団の設立初年度の会計年度は、第15条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和64年3月31日までとする。

施行 昭和63年2月27日
改訂 平成12年5月30日